

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	相対取引の承認申請
概要	業務条例において、特定の品目については、せり又は入札により売買を行わなければならないこととなっていますが、災害の発生など、せり又は入札の方法で売買することが著しく不適当と市長が判断した場合に、承認を受ければ相対販売を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第34条（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例施行規則第55条（昭和47年規則第7号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第42条（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
審査基準	◎ 次のいずれかに該当する場合であってせり売又は入札の方法によることが著しく不適当であるときは承認します。 (1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合 (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始時刻以前に卸売をする場合 (7) 大阪市中央卸売市場業務条例第37条第1項ただし書きの規定により、その市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—